平成27年度第3回北区総合教育会議次第

日時:平成27年12月15日(火)午前11時

場所:北区議会第2委員会室 (北区役所第一庁舎4階)

- 1. 開会
- 2. 会議事項
- (1)組織改正を踏まえた平成28年度北区教育施策について
- (2)認定こども園について
- (3) その他
- 3. 閉会

北区総合教育会議構成員名簿

平成27年12月15日現在

北区長 花 川 與惣太

北区教育委員会教育長清正浩靖

北区教育委員会委員 森岡謙二

北区教育委員会委員 森下淑子

北区教育委員会委員 加藤和宣

北区教育委員会委員 檜垣昌子

北区教育委員会委員 嶋 谷 珠 美

北区総合教育会議 配席図 平成27年12月15日 北区議会第2委員会室

花川区長	清 正 森 下 檜 垣 教育委員会 教育委員会 教育長 委 員 委 員	登利谷 教育政策課長 (参事) 栗原 子ども家庭 部長 依田政策経営 部長 田草川 教育委員会 事務局次長 木村 学校適正配置 担当部長	関係 理事者 傍 聴 席
		事務局	

東京都北区組織条例の一部改正等について

1 組織改正にあたっての基本的な考え方

公共サービスに対する需要の増加、多様化などに的確に対応するため、効果的・ 効率的な組織の再編を図る。

2 改正内容

- (1) 「子育て」と「教育」の両部門がさらに連携を強化し、放課後子ども総合プランをはじめとする、子ども、親、家庭、地域、学校への施策を、より効果的・効率的に展開できる組織とするため、子ども家庭部を教育委員会事務局に移行する。
- (2) 2020年開催の「東京オリンピック・パラリンピック」に向けて、集中的・効果的にスポーツ施策を推進するとともに、その取り組みを地域のきずなづくりにつなげていくため、教育委員会事務局のスポーツに関する事務を地域振興部に移行する。
- 3 組織改正新旧対照表(案) 「別紙」のとおり

4 組織改正に必要な手続き

教育委員会の職務権限とされている事務のうち、「スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)」について、区長が管理・執行するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第23条第1項の規定に基づく「職務権限の特例に関する条例」を制定する必要がある。また、同条第2項の規定により、議会は、当該条例を議決する前に、教育委員会の意見を聴かなければならない。

5 その他

- (1) 子ども家庭部の分掌事務を教育委員会において処理するにあたっては、必要に応じて、地方自治法(以下「自治法」という。)第180条の2の規定により、 区長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任、補助執行する。
- (2) スポーツに関する事務を区長が管理・執行するにあたっては、地教行法第 23条第1項の規定によるもののほか、必要に応じて、自治法第180条の7 の規定により、教育委員会の権限に属する事務の一部を区長に委任、補助執行 する。

【参考】

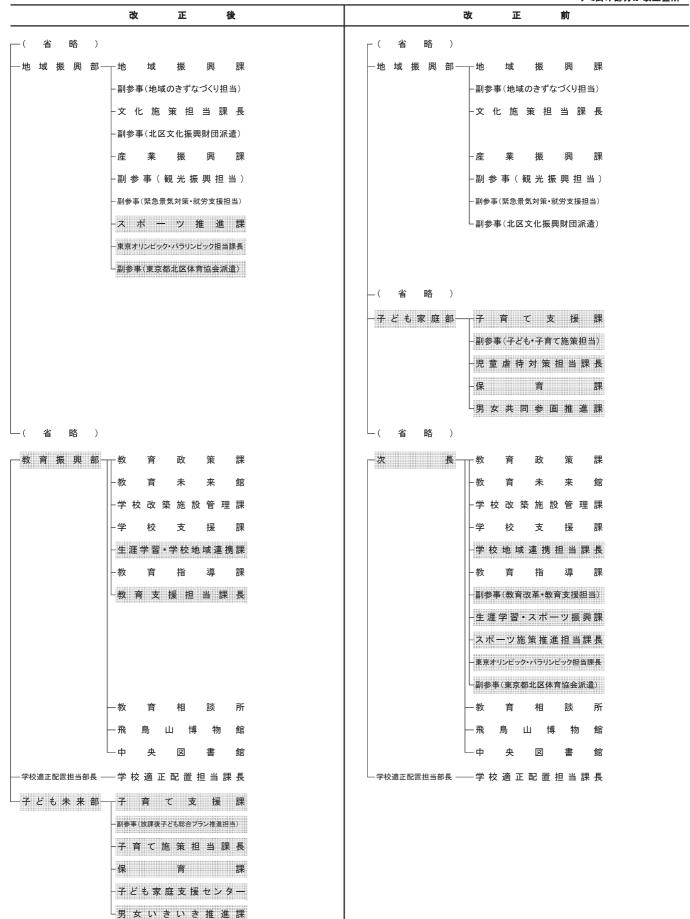
- ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋) (職務権限の特例)
- 第23条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。
 - スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
 - 二 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

〇地方自治法(抜粋)

- 第 180 条の 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長(教育委員会にあつては、教育長)、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。
- 第 180 条の 7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

平成28年度組織改正新旧対照表(案)

アミ掛け部分が改正箇所



平成29年度にモデル開設する認定こども園について

平成29年度に開設する認定こども園については、学識経験者と関係部課で構成する東京 都北区立認定こども園検討委員会において、現在以下のような整理を行っている。

1 開設場所

さくらだ幼稚園の場所に開設する。

≪参考≫さくらだ幼稚園の現況

所 在 地 東京都北区王子 5-2-6-103

建物面積 941 ㎡ (王子5丁目団地内1階部分)

施設内容 職員室・保健室1、保育室5、遊戲室1、図書室1、教材室1

利用定員 4歳60人 5歳64人 合計124人 現員(5/1)4歳45人 5歳39人 合計 84人

(選定の理由)

保育室が5部屋あることから、現在の4歳からの幼稚園活動(1号認定子ども)に加え、3歳からの保育(2号認定子ども)の実施も可能である。

また、給食の提供に伴う設備の設置(加熱・保存設備等) や給食を提供するための作業スペースの確保も可能である。

さくらだ幼稚園のある王子東地区は、3歳を含む待機児童が多数生じているため、 同地区に認定こども園を開設することは待機児童の解消の効果が大きい。

2 実施内容等

(1) 開園時間

7時15分~18時15分

(2) 対象歳児

3歳児~5歳児

(3)認定こども園の形態

幼保連携型

1号認定子ども 4歳児、5歳児

2号認定子ども 3歳児、4歳児、5歳児

(4)学級数等

3歳1学級、4歳2学級、5歳2学級で編成

1学級当たりの定員は30人程度

(3歳の定員及び1号認定子どもと2号認定子どもの内訳については検討中)

(5) 給食の提供

近隣の桜田つぼみ保育園で調理し、認定こども園に提供する予定である。

(6) 職員の配置

当面は、保育士の資格を有する幼稚園教諭の配置を基本とする。

(7) その他の事項

開設に向けての必要な準備や具体的な運営方法等については、実務担当者を中心とした検討部会を設置し検討を行っている。